

別表第二 2 東高森地区地区整備計画区域

伊勢原都市計画東高森地区地区計画

平成2年9月1日都市計画決定 市告示第48号

位置面積 東高森特定土地区画整理事業施行区域 約11.5ha

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 (外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度)		建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
					(ア)	(イ)		
沿道業務地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 一戸建て専用住宅 (2) 一戸建て住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 自動車教習所又は畜舎			140平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離 外壁等から隣地境界線までの距離	1.5メートル 1.0メートル		
専用住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建て専用住宅 (2) 一戸建て住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令(以下「政令」という。)第130条の3で定めるもの (3) 二戸以下の共同住宅又は長屋 (4) 前3号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)						10メートル	
一般住宅地区								

この表のオ欄における壁面の位置の制限は、次の各号に掲げる建築物には適用しない。

- (1) 基準時における敷地面積が140平方メートル未満の敷地に建築するもの
- (2) 自動車庫で軒高2.3メートル以下のもの
- (3) 軒高2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以下の物置その他これに類する用途に供するもの

